

令和 2 年 10 月 23 日

小樽市長 迫 俊哉 様

石狩湾洋上風車建設反対道民連絡会 共同代表

安田 秀子（石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会）

後藤 言行（銭函海岸の自然を守る会）

在田 一則（一般社団法人北海道自然保護協会）

### （仮称）石狩湾新港洋上風力発電事業説明会について事業者への働きかけを求める要望書

去る 8 月 31 日、当連絡会は、北海道知事宛に要望書「石狩湾新港洋上風力発電事業の中止を求める要望書」、「石狩湾一般海域での洋上風力発電事業を推進しないことを求める要望書」と「石狩湾新港と石狩湾一般海域での洋上風力発電事業反対署名」（第 1 次集約分 2488 筆）を提出いたしました。（仮称）石狩湾新港洋上風力発電事業については、石狩市・小樽市・札幌市手稲区・北区の広範囲の住民に健康影響が及ぶ危険性について警告するものです。

合同会社グリーンパワー石狩による（仮称）石狩湾新港洋上風力発電事業環境影響評価書の縦覧（7 月 1 日～31 日）は終了しました。代表事業者である株式会社グリーンパワーインベストメントは、7 月 18 日、19 日に予定していた同事業の説明会を COVID-19 感染拡大防止の観点から中止し、その代わりとして説明会で使用を予定していた資料を 7 月 18 日～31 日に同社 WEB サイトに掲載し、それへの質問と事業者からの回答のやり取りが 2 度実施されました（1 回目：7 月 31 日質問締め切り・8 月 23 日回答の WEB サイトでの公開、2 回目：9 月 4 日質問締め切り・9 月 24 日回答の公開）。

しかし、2 度の事業者からの回答書による説明は不十分で、当連絡会は理解に至ってはおりません。他の方々からも同様の声を聞いております。また、インターネット環境にない住民は置き去りになっています。そこで、私たちは、対面での事業説明会の開催を求めて、別添の要望書を株式会社グリーンパワーインベストメントに提出いたしました（10 月 19 日投函）。

事業者は住民に十分な説明がないままに、陸上での電線埋設工事を開始しております。

騒音・超低周波音の影響評価には、本事業で採用する風力発電機の音響パワーレベルの値を用いて行います。しかし、本事業環境影響評価書では、8Hz 以下の値は、採用する機種のものではなく、多くの風力発電機から得られた一般的な周波数特性（-4dB/オクターブ）が使われており、この事業での風車音について正しく評価されていないことを指摘しておかなければなりません。

さらに、既設 3 事業者による風力発電事業（石狩湾新港風力発電所 6.6MW[コスモエコパワー株式会社]、石狩コミュニティウインドファーム 20MW[株式会社市民風力発電]、銭函風力発電所 33MW[銭函ウインドファーム合同会社]）との騒音・低周波音の累積的影響については、

大きな問題をはらんでおります。環境影響評価書の図や表から読み解くと、調査地点 No. 2 と No. 9 の間にある花畔地区（住宅地）は、「心身の苦情に関わる参照値（80Hz、41dB）」に注目すると、41dB を超える状況であり、非公式ですが健康影響を訴える住民の声が届いております。北海道環境影響評価審議会において当事業の環境影響評価書の審議を要望しましたが、案件にはしていただけませんでした。健康被害が発生する可能性を評価書から読み取ることができます。また、研究者からもそのような指摘がされております。この点について、事業者は、自身の事業が及ぼす影響は小さいから関係ないという主張を繰り返しており、科学的にそのことが予想されるので事後調査の必要性がないと主張しております。事業者は累積的影響を現実的にきちんと評価し、影響軽減の対策を講ずる義務があります。

唯一、事業者が事後調査をずるとしている動物調査（バードストライク）に関しても、評価書段階での計画は不十分であり、当連絡会は、適正な調査計画が作成されることを確認する必要性を強く感じています。

本事業は大事業・大工事であるにも関わらず、概して、評価内容、事後調査項目が貧弱であり、これで環境保全が十分なされるのか、大変疑問に感じております。このような環境影響評価書を確定とした経済産業省および環境省の態度・姿勢は、地方に住む国民の健康や生活、自然を軽視していると言わざるを得ません。

（仮称）石狩湾新港洋上風力発電事業は、小樽市も関わる石狩湾新港管理組合が公募して推進する事業であり、本事業者が単独で行なっているものではありません。小樽市が関わって進めている事業であるので、貴職は、環境保全および安全性の観点から事業内容について理解・把握することは当然といえます。その上で、小樽市民をはじめ石狩市及び札幌市の周辺住民等と、石狩湾新港工業団地就労者が不利益を被らないように、事業者へ働きかける責務があります。

つきましては、10月19日付で送付した私たちの要望書の要望内容を事業者が真摯に履行するよう、事業者に強く働きかけていただくことを要望いたします。

日本で初となる単機 8,000kW の超巨大風力発電機・14 基の建設という大事業。大工事に当たり、小樽市民等関係する市民に対し十分な説明の場が必要です。健康影響や風車倒壊等の方が一の事故も含め、様々な疑問点・問題点についての質疑応答が深められなければなりません。そのような場の設定のために、ご尽力くださることを求めます。

何卒、ご理解の上、ご協力いただけますようお願いいたします。

なお、この件につきまして、貴職のお考えや対応について、10月30日までに書面をもって下記宛にご回答くださるようお願いいたします。

連絡先（事務局）：

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会 代表 安田秀子

〒061-3211 石狩市花川北1条5丁目 307

電話：090-6211-160

E-mail: h.yasuda1007@icloud.com